

くまもと はつらつプラン (素案・抜粋)

令和6年度(2024年度)～令和8年度(2026年度)

熊本市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画



令和6年(2024年)〇月〇日

熊本市

第5章 介護給付等対象サービスの量の見込み及び保険料の設定

1 介護給付等対象サービスの量の見込み

(1) 介護給付対象サービス（地域密着型サービスを除く。）

①訪問介護

訪問介護員（ホームヘルパー）が要介護者の家庭を訪問して、食事、入浴、排せつの介助や、炊事、掃除、洗濯等の日常生活の手助けを行うサービスで、在宅生活を支える中心となるものです。

（単位：延べ利用回数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用見込み量	2,804,386	2,949,625	3,102,341	4,300,376

②訪問入浴介護

入浴が困難な寝たきりの要介護者の家庭を、入浴設備を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行う要介護者を対象としたサービスで、自力で入浴できない要介護者の身体の清潔の保持や心身の機能の維持、入浴の介助を行う家族の介護負担の軽減を図るサービスです。

（単位：延べ利用回数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用見込み量	13,117	13,244	13,800	19,152

③訪問看護

医学的な管理が必要な要介護者が、安心して在宅で療養生活を送ることができるように、訪問看護ステーションの看護師等が家庭を訪問して、主治医と連携をとりながら病状観察や服薬の管理、床ずれの手当て等の療養上の世話を行う等、医学的な専門技術を要する支援を行うサービスです。

（単位：延べ利用回数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用見込み量	412,058	435,654	457,097	628,103

④訪問リハビリテーション

理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、要介護者の日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです。

（単位：延べ利用回数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用見込み量	77,977	81,444	83,558	114,606

⑤居宅療養管理指導

通院が困難な要介護者に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	77,892	80,772	84,084	116,376

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑥通所介護

生活機能の維持・向上を目指して、通所介護事業所において、必要な日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

(単位：延べ利用回数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	952,633	977,161	1,016,072	1,393,771

⑦通所リハビリテーション

生活機能の維持・向上をめざして、介護老人保健施設や病院・診療所において、リハビリテーションを行うサービスです。

(単位：延べ利用回数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	449,207	451,765	453,504	608,330

⑧短期入所生活介護

特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護や機能訓練を行うことで、利用者の心身の維持と介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

(単位：延べ利用日数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	81,978	82,588	84,936	117,671

⑨短期入所療養介護

介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の世話を行うことで、療養生活の質の向上と介護する家族の身体的、精神的負担の軽減を図るサービスです。

(単位：延べ利用日数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	24,628	25,039	25,292	35,095

⑩特定施設入居者生活介護

介護サービス等を提供する特定施設として指定を受けている有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練及び療養上の管理を行うサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	15,204	16,284	17,412	24,156

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑪福祉用具貸与

心身の機能が低下した要介護者に、身体機能の補完と機能訓練、介護者の負担軽減等を図るため、日常生活の自立を助ける用具の貸与（レンタル）を行うサービスです。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	160,512	167,424	175,572	241,452

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑫特定福祉用具購入

介護保険制度による福祉用具の利用は、レンタルが基本となりますが、入浴用具や排せつ用具といった直接身体に触れるもの等、用具の種類によっては貸与に馴染まない用具があり、要介護者がそのような用具の購入にかかる費用に対して保険給付を行うサービスです。（同一年度内においては支給限度基準額 10 万円）

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	1,824	1,848	1,884	2,592

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑬住宅改修

要介護者が住み慣れた家で、本人が持っている能力をいかし、自立した日常生活を送ることができるよう、手すりの取り付けや床段差の解消、和式便器から洋式便器への取替え等に係る住宅改修の費用に対し保険給付を行うサービスです。（同一住宅同一対象者で支給限度基準額 20 万円）

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	1,332	1,380	1,404	1,920

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑭居宅介護支援

要介護者の自立支援や介護者の負担軽減を図るため、課題の分析やその解決のための具体的なサービスの提示、調整等のケアマネジメントを行い、ケアプランを作成するサービスで、費用の全額が保険給付されます。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	220,476	228,468	239,544	327,984

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑮介護老人福祉施設

原則要介護度 3 以上で、常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に対し、食事、入浴、排せつ等の介助、日常生活上の世話、機能訓練、生活管理等を行うサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	23,016	24,276	25,524	33,552

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑩介護老人保健施設

要介護者に対し、看護や医学的管理下での介護、機能訓練等の必要な医療、日常生活上の世話を行い、在宅への復帰を目指すサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	21,336	22,800	24,252	34,440

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑪介護医療院

長期的な医療と介護のニーズを併せ持つ高齢者を対象とし、日常的な医学管理や看取りターミナルケアなどの医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えたサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	7,812	8,856	9,384	14,652

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

(2) 予防給付対象サービス（地域密着型サービスを除く。）

①介護予防訪問入浴介護

介護予防を目的として、入浴が困難な要支援者の家庭を、入浴設備を積んだ移動入浴車等で訪問し、入浴の介助を行うサービスです。

(単位：延べ利用回数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	36	36	36	36

②介護予防訪問看護

介護予防を目的として、医学的な管理が必要な要支援者が、安心して在宅で療養生活を送ることができるように、訪問看護ステーションの看護師等が家庭を訪問して、主治医と連携をとりながら病状観察や服薬の管理等、療養上の世話を行う等、医学的な専門技術を要する支援を行うサービスです。

(単位：延べ利用回数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	75,985	79,470	83,142	106,589

③介護予防訪問リハビリテーション

介護予防を目的として、理学療法士や作業療法士が家庭を訪問して、要支援者の日常生活の自立を助けるためのリハビリテーションを行うサービスです

(単位：延べ利用回数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	15,664	15,742	15,974	20,480

④介護予防居宅療養管理指導

通院が困難な要支援者に対し、医師、歯科医師、薬剤師、歯科衛生士、管理栄養士が家庭を訪問して療養上の管理や指導を行うサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	3,528	3,648	3,744	4,788

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑤介護予防通所リハビリテーション

要支援者の生活機能の維持・向上を目指して、介護老人保健施設や病院・診療所において、リハビリテーションを行うサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	24,336	25,572	26,268	32,916

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑥介護予防短期入所生活介護

要支援者が、特別養護老人ホーム等に短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護や機能訓練を行うことで、利用者の心身の維持回復を図るサービスです。

(単位：延べ利用日数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	2,054	2,071	2,141	2,740

⑦介護予防短期入所療養介護

要支援者が、介護老人保健施設等に短期間入所し、看護、医学的管理下の介護・機能訓練その他必要な医療と日常生活上の支援を行うことで、療養生活の質の向上と心身機能の維持回復を図るサービスです。

(単位：延べ利用日数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	324	324	324	432

⑧介護予防特定施設入居者生活介護

介護サービス等を提供する特定施設として指定を受けている有料老人ホーム等に入所している要支援者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練および療養上の管理を行うサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	1,572	1,704	1,800	2,304

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑨介護予防福祉用具貸与

要支援者に、身体機能の補完や介護者の負担軽減等を目的として、介護予防に資する用具の貸与（レンタル）を行うサービスです。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	59,616	62,100	64,224	82,164

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑩特定介護予防福祉用具購入

介護保険制度による福祉用具の利用は、レンタルが基本となりますが、入浴用具や排せつ用具といった直接身体に触れるものなど、用具の種類によってはレンタルに馴染まない用具があり、要支援者のそのような用具の購入にかかる費用に対して保険給付を行うサービスです。（同一年度内においては支給限度基準額 10 万円）

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	1,044	1,056	1,092	1,392

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑪介護予防住宅改修

要支援者が住み慣れた家で、自立した日常生活を送ることができるよう、手すりの取付けや床段差の解消、和式便器から洋式便器への取替え等に係る住宅改修の費用に対して保険給付を行うサービスです。（同一住宅同一対象者で支給限度基準額 20 万円）

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	1,056	1,092	1,116	1,392

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑫介護予防支援

介護予防を目的として、要支援者の自立支援や介護者の負担軽減を目的として、課題分析やその解決のための具体的なサービスの提示、調整等のケアマネジメントを行い、ケアプランを作成するサービスで、費用の全額が保険給付されます。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22(2040)
利用見込み量	75,420	78,348	81,552	104,292

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

(3) 地域密着型サービス

①定期巡回・随時対応型訪問介護看護

在宅生活を支えるため、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護が密接に連携し、短時間の定期巡回型訪問と随時の対応を行うサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用見込み量	7,332	7,476	7,776	10,836

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

②夜間対応型訪問介護

在宅で 24 時間安心して暮らせるよう、夜間に定期的に巡回して行う訪問介護と利用者の求めに応じてオンコールで随時対応する訪問介護を組み合わせたサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用見込み量	24	24	24	24

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

③認知症対応型通所介護・介護予防認知症対応型通所介護

認知症の高齢者が事業所に通い、入浴、食事等の介護や機能訓練を受けるサービスです。

(単位：延べ利用回数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用 見込み量	介護 52,132	53,944	56,126	77,640
	予防 104	104	104	104

④小規模多機能型居宅介護・介護予防小規模多機能型居宅介護

通いを中心として、利用者の様態や希望等に応じ、随時、訪問や泊まりを組み合わせでサービスを提供することにより、在宅生活の継続を支援するサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用 見込み量	介護 8,820	8,844	9,000	11,484
	予防 1,524	1,536	1,572	1,848

⑤認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護

認知症高齢者が、家庭的な環境の中で少人数単位で共同生活し、食事、入浴、排せつ等の介助を受けながら、認知症の進行を緩和し、日常生活を援助することで自立を支援していくサービスです。

(単位：延べ利用人数／年)

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
利用 見込み量	介護 13,668	14,400	15,132	21,024
	予防 72	84	84	120

⑥地域密着型特定施設入居者生活介護

地域密着型特定施設入居者生活介護とは、介護サービス等を提供する地域密着型特定施設として指定を受けている小規模（29 床以下）のケアハウスや有料老人ホーム等に入所している要介護者に対して、食事、入浴、排せつ等の介護や機能訓練及び療養上の管理を行うサービスです。なお、地域密着型特定施設は要介護者専用の施設であり、特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホームのような高齢者の生活施設と類似するものです。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R22(2040)
利用見込み量	228	240	240	324

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑦地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

介護老人福祉施設とは、原則要介護度 3 以上で、常時介護が必要で自宅では介護が困難な要介護者に対し食事、入浴、排せつ等の介助、日常生活上の世話、機能訓練、生活管理等を受けることができるサービスで、地域密着型介護老人福祉施設は、そのうち定員が 29 名以下のものです。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R22(2040)
利用見込み量	5,748	5,988	6,216	9,444

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑧看護小規模多機能型居宅介護

小規模多機能型居宅介護と訪問看護等、複数の居宅サービスや地域密着型サービスを組み合わせて提供できるサービスです。

（単位：延べ利用人数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R22(2040)
利用見込み量	2,148	2,208	2,280	3,144

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

⑨地域密着型通所介護

生活機能の維持・向上をめざして、小規模な通所介護事業所において、必要な日常生活の世話と機能訓練を行うサービスです。

（単位：延べ利用回数／年）

年度	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R22(2040)
利用見込み量	309,162	312,216	318,852	438,336

※「延べ利用人数／年」は、「平均利用実人数／月」を年換算したものです。

【地域密着型サービスの必要利用定員総数】

区	圏域	地域密着型介護 老人福祉施設			認知症対応型共同生活介護			地域密着型特定施設 入居者生活介護		
		(定員：人)			(定員：人)			(定員：人)		
		R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)
中央区	中央1	58	58	58	180	198	198	0	0	0
	中央2									
	中央3									
	中央4									
	中央5									
	中央6									
	小計	58	58	58	180	180	180	0	0	0
東区	東1	87	87	87	261	261	261	0	0	0
	東2									
	東3									
	東4									
	東5									
	小計	87	87	87	261	261	261	0	0	0
西区	西1	96	96	96	243	243	243	0	0	0
	西2									
	西3									
	西4									
	西5									
	小計	96	96	96	243	243	243	0	0	0
南区	南1	130	130	130	279	279	279	10	10	10
	南2									
	南3									
	南4									
	南5									
	南6									
	小計	130	130	130	279	279	279	10	10	10
北区	北1	147	147	147	287	287	287	10	10	10
	北2									
	北3									
	北4									
	北5									
	小計	147	147	147	287	287	287	10	10	10
合計		518	518	518	1,250	1,268	1,268	20	20	20

※各年度の整備床数については、令和5年度（2023年度）末時点において整備予定床数が少ない圏域を優先的に整備することを想定

(4) 地域支援事業

要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なマネジメント機能を強化する観点から、本市が主体となって地域支援事業を実施します。

【地域支援事業に要する費用の額】

本市における地域支援事業に要する経費については、これまでの実績や今後の人口の伸び率等を勘案し、以下のとおり見込んでいます。

年度 区分	R 6 (2024)	R 7 (2025)	R 8 (2026)	R 22 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業	2,372,986	2,403,516	2,434,578	2,398,454
包括的支援事業・任意事業	1,053,383	1,062,079	1,070,775	1,192,481
地域支援事業費計	3,426,369	3,465,596	3,505,353	3,590,935

2 第9期介護保険料の設定

(1) 総事業費の推計

介護給付

単位：千円

サービス種別	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計	R22 (2040)
(1) 居宅サービス		27,719,441	28,843,790	30,096,438	86,659,669	41,465,277
訪問介護		7,760,979	8,171,516	8,596,199	24,528,694	11,906,904
訪問入浴介護		163,330	165,130	172,043	500,503	238,765
訪問看護		1,757,619	1,859,877	1,951,067	5,568,563	2,681,433
訪問リハビリテーション		229,693	240,204	246,444	716,341	338,047
居宅療養管理指導		914,466	949,325	988,380	2,852,171	1,369,298
通所介護		7,093,227	7,297,851	7,604,468	21,995,546	10,459,176
通所リハビリテーション		3,589,452	3,613,250	3,634,894	10,837,596	4,894,201
短期入所生活介護		713,082	720,159	742,175	2,175,416	1,029,639
短期入所療養介護（老健等）		300,873	306,283	309,472	916,628	429,381
福祉用具貸与		2,000,870	2,090,289	2,189,531	6,280,690	3,031,509
特定福祉用具購入費		65,609	66,463	67,660	199,732	93,340
住宅改修		91,459	94,771	96,467	282,697	131,841
特定施設入居者生活介護		3,038,782	3,268,672	3,497,638	9,805,092	4,861,743
(2) 地域密着型サービス		12,081,155	12,468,906	12,927,698	37,477,759	17,974,053
定期巡回・随時対応型訪問介護看護		1,493,217	1,526,804	1,590,640	4,610,661	2,223,107
夜間対応型訪問介護		1,254	1,256	1,256	3,766	1,256
認知症対応型通所介護		528,110	546,329	568,729	1,643,168	788,075
小規模多機能型居宅介護		1,767,212	1,776,683	1,816,306	5,360,201	2,330,455
認知症対応型共同生活介護		3,599,925	3,799,314	3,992,973	11,392,212	5,551,077
地域密着型特定施設入居者生活介護		44,977	46,473	46,473	137,923	62,939
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護		1,576,706	1,644,267	1,706,959	4,927,932	2,594,985
看護小規模多機能型通所介護		551,903	568,484	589,045	1,709,432	815,277
地域密着型通所介護		2,517,851	2,559,296	2,615,317	7,692,464	3,606,882
(3) 施設サービス		15,649,795	16,847,814	17,824,296	50,321,905	25,068,288
介護老人福祉施設		6,354,685	6,710,954	7,055,313	20,120,952	9,271,926
介護老人保健施設		6,355,469	6,800,539	7,233,647	20,389,655	10,286,586
介護医療院		2,939,641	3,336,321	3,535,336	9,811,298	5,509,776
(4) 居宅介護支援		3,341,727	3,470,631	3,642,313	10,454,671	4,996,979
合計		58,792,118	61,631,141	64,490,745	184,914,004	89,504,597

予防給付

単位：千円

サービス種別	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計	R22 (2040)
(1) 介護予防サービス		1,710,764	1,786,456	1,845,719	5,342,939	2,339,687
介護予防訪問入浴介護		329	329	329	987	329
介護予防訪問看護		273,233	286,032	299,212	858,477	383,577
介護予防訪問リハビリテーション		43,663	43,935	44,586	132,184	57,163
介護予防居宅療養管理指導		34,918	36,142	37,092	108,152	47,432
介護予防通所リハビリテーション		792,871	828,315	850,812	2,471,998	1,068,507
介護予防短期入所生活介護		13,280	13,389	13,861	40,530	17,734
介護予防短期入所療養介護		3,714	3,718	3,718	11,150	4,958
介護予防福祉用具貸与		321,986	335,913	347,614	1,005,513	445,067
特定介護予防福祉用具購入費		33,695	34,095	35,248	103,038	44,942
介護予防住宅改修		76,789	79,456	81,564	237,809	101,227
介護予防特定施設入居者生活介護		116,286	125,132	131,683	373,101	168,751
(2) 地域密着型介護予防サービス		116,194	119,665	122,077	357,936	148,388
介護予防認知症対応型通所介護		940	941	941	2,822	941
介護予防小規模多機能型居宅介護		98,593	99,262	101,674	299,529	119,644
介護予防認知症対応型共同生活介護		16,661	19,462	19,462	55,585	27,803
(3) 介護予防支援		349,852	363,894	378,777	1,092,523	484,397
合計		2,176,810	2,270,015	2,346,573	6,793,398	2,972,472

地域支援事業

単位：千円

サービス種別	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計	R22 (2040)
介護予防・日常生活支援総合事業		2,372,986	2,403,517	2,434,578	7,211,081	2,398,454
包括的支援事業・任意事業		1,053,383	1,062,079	1,070,775	3,186,237	1,192,481
合計		3,426,369	3,465,596	3,505,353	10,397,318	3,590,935

その他

単位：千円

サービス種別	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計	R22 (2040)
特定入居者介護サービス費等		1,309,788	1,329,903	1,367,918	4,007,609	1,819,598
高額介護サービス費等		1,518,599	1,542,181	1,586,262	4,647,042	2,105,754
高額医療合算サービス費等		200,457	203,492	209,151	613,100	281,345
審査支払手数料		74,330	75,456	77,554	227,340	104,324
合計		3,103,174	3,151,032	3,240,885	9,495,091	4,311,021

一定以上所得者の利用負担の見直しに伴う財政影響額

単位：千円

種別	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計	R22 (2040)
影響額		0	0	0	0	0

総合計

単位：千円

種別	年度	R6 (2024)	R7 (2025)	R8 (2026)	計	R22 (2040)
総事業費		67,498,471	70,517,784	73,583,556	211,599,811	100,379,025

(2) 第9期保険料の設定

①給付と負担の関係

65 歳以上の方の介護保険料（第1号保険料）は、その市町村の被保険者が利用する介護サービス等の保険給付を反映した額となるため、市町村ごとに介護保険料を定めることとなります。

したがって、第1号保険料は、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）までの介護保険事業計画期間中の介護サービス等の利用見込み量に応じたものとなり、介護サービス等の利用量が増加すれば保険料は上がり、利用量が減少すれば保険料は下がることとなります。

②第9期の介護保険料について

今後も高齢化が進み、要介護認定者が増加する見込みであることなどから、第9期では、第8期に比べ給付費は増加することが見込まれます。

【介護保険サービス量の見込み】

- 高齢者人口増加に伴う要介護認定者数の増加（利用者全体の増加）
- 介護サービス等の基盤整備に伴う利用者の増加
- 介護報酬の引き上げ（1.59%）

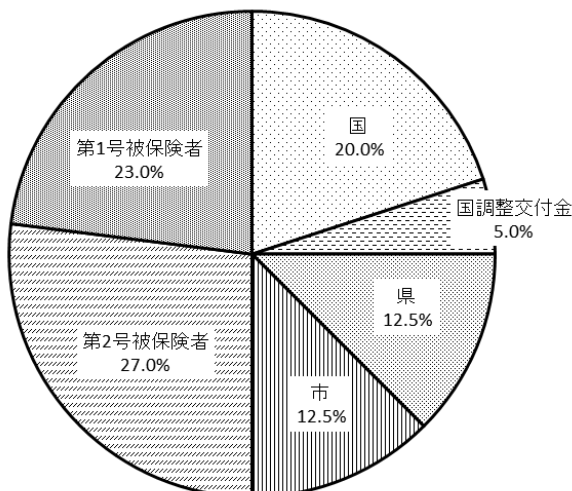
ただし、第9期においては介護給付費準備基金の一部を第9期の保険料に充当することで、第1号保険料の上昇を抑えます。

費用の負担割合について

介護保険給付の費用は、50%が公費負担、50%が保険料負担となります。

公費負担 50%の内訳は、国が 25%、県と市がそれぞれ 12.5%となっています。

保険料 50%の内訳は、第9期においては、第1号被保険者（65歳以上の高齢者）が23%を負担し、第2号被保険者（40歳から64歳までの方）が27%を負担することとなっています。



① 第9期の第1号保険料額

前述した「総事業費の推計」の総合計に、第1号被保険者が負担すべき割合（23%）を乗じ、国調整交付金相当額（5%）と、後期高齢者加入割合・所得段階別加入割合等で算出した本市調整交付金見込み額との差額を踏まえた上で、介護給付費準備基金からの充当額を控除したものが、令和6年度（2024年度）から令和8年度（2026年度）の第1号保険料で賄うべき「保険料収納必要額」となります。

この「保険料収納必要額」を保険料段階設定による段階補正後の第1号被保険者数で除したものが、一人当たりの保険料基準額となります。

算定額

令和6年度（2024年度）～令和8年度（2026年度）の基準月額

65歳以上一人当たり 月額 6,400円

④第9期の保険料段階について

介護保険制度は、介護サービスを利用する費用を国民皆で保険料として負担することを基本として成り立つ制度ですが、同時に、負担能力に応じた負担を求めるという考え方から、所得段階別に基準額に乗じる保険料率が定められています。

第6～8期においては、13段階を設定していましたが、国が低所得者の保険料の上昇を抑制する観点から標準段階を増やす（9段階→13段階）ことに伴い、第9期においては、低所得者の保険料の上昇を抑制するとともに、被保険者の負担能力に応じた段階設定として15段階の設定を行います。

【第9期の保険料段階】（案）

段階	対象者	料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税 世帯非課税で、公的年金等収入（※1）と合計所得金額（※2）から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.285 (0.455)
第2段階	世帯非課税で、公的年金等収入（※1）と合計所得金額（※2）から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下	0.37 (0.57)
第3段階	世帯非課税で、公的年金等収入（※1）と合計所得金額（※2）から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える	0.645 (0.65)
第4段階	本人非課税で、世帯課税かつ公的年金等収入（※1）と合計所得金額（※2）から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.875
第5段階 (基準段階)	本人非課税で、世帯課税かつ公的年金等収入（※1）と合計所得金額（※2）から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円超	1.0
第6段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が120万円未満	1.1
第7段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が120万円以上210万円未満	1.3
第8段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が210万円以上320万円未満	1.5
第9段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が320万円以上420万円未満	1.7
第10段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が420万円以上520万円未満	1.9
第11段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が520万円以上620万円未満	2.1
第12段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が620万円以上720万円未満	2.3
第13段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が720万円以上820万円未満	2.5
第14段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が820万円以上920万円未満	2.7
第15段階	本人課税で、合計所得金額（※2）が920万円以上	2.9

※第1段階から第3段階までの料率については、国における公費投入による低所得者の第1号保険料軽減強化の完全実施により軽減されています。（ ）内は軽減前の料率。

（※1）公的年金等収入：前年の税法上課対象となる公的年金等（国民年金、厚生年金など）の収入。非課税となる年金（障害年金、遺族年金など）は含まれない。

（※2）合計所得金額：収入からその収入を得るために直接要した必要経費を差し引いた額。
例えば年金収入のみの方であれば、年金収入から必要経費に代わるものとして公的年金等控除額を差し引いた額。（扶養控除や医療費控除、社会保険料控除、基礎控除などの所得控除前の額。土地、建物や株式の譲渡所得がある場合は特別控除・繰越控除前の額。合計所得金額が0円を下回った場合には0円とみなす。）

(参考)【第8期の保険料段階】

段階	対象者	料率
第1段階	生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で世帯非課税 世帯非課税で、公的年金等収入(※1)と合計所得金額(※2)から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.3 (0.5)
第2段階	世帯非課税で、公的年金等収入(※1)と合計所得金額(※2)から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円を超え120万円以下	0.375 (0.625)
第3段階	世帯非課税で、公的年金等収入(※1)と合計所得金額(※2)から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が120万円を超える	0.7 (0.75)
第4段階	本人非課税で、世帯課税かつ公的年金等収入(※1)と合計所得金額(※2)から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円以下	0.875
第5段階 (基準段階)	本人非課税で、世帯課税かつ公的年金等収入(※1)と合計所得金額(※2)から公的年金等収入に係る所得を控除した額の合計が80万円超	1.0
第6段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が120万円未満	1.2
第7段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が120万円以上200万円未満	1.3
第8段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が200万円以上300万円未満	1.5
第9段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が300万円以上400万円未満	1.7
第10段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が400万円以上500万円未満	1.8
第11段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が500万円以上600万円未満	1.9
第12段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が600万円以上700万円未満	2.0
第13段階	本人課税で、合計所得金額(※2)が700万円以上	2.1

※第1段階から第3段階までの料率については、国における公費投入による低所得者の第1号保険料軽減強化の完全実施により軽減されています。()内は軽減前の料率。

(3) 健全な保険財政の運営

介護保険サービスの利用が進み、保険給付費が増大する中、安定的に制度を運営していくためには、健全な保険財政を確保することが必要です。そのためには、適正な保険料の賦課・徴収に努めるとともに、介護給付費等が適正に給付されるための取組も必要となってきます。

地域支援事業等の介護予防に積極的に取り組むとともに、サービス内容の適正化、介護事業費の適正化に努め、さらには国に対しても必要な要望等を行っていきます。

①適正な保険料の賦課・徴収

介護サービスに要する費用は、介護サービス利用時の利用者負担を除いて、第1号及び第2号被保険者の保険料と公費負担によって賄われています。

そして、保険料の賦課・徴収や費用の支払い等の事務処理については、それが適正に行われることが求められます。そのため、次のようなことに継続して取り組みます。

【主な取組】

○保険料の賦課については、地方税法の規定による申告に基づくことになっています

が、未申告者の収入状況等の把握に努めます。

○居住不明者については、実態の把握に努めるとともに、公示送達等の手続によって適正な管理を行います。

○保険料の徴収については、口座振替の利用を促進するとともに、収納体制の強化や訪問収納コールセンターを設置し、収納率の向上を図ります。

○保険料を滞納した場合には給付制限等の措置が講じられることから、事前のお知らせや納付相談等の対応をきめ細かく講じる等、その予防のための取組に努めます。

②低所得者等への対応

第1号被保険者については、よりきめ細やかな対応を行うことで、低所得者の方に対する配慮を行っています。

また、著しく所得が減った方や災害等にあわれた方に対する法定減免と併せて、一定の所得要件等による市独自の減免制度を実施しています。

③その他

保険料を含め、制度を支える財源の問題や低所得者対策等、熊本市だけでは解決が困難な課題も多いため、今後も様々な機会を通して、国や県に対し介護保険制度の充実についての要望を行っていきます。